

平成29年12月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月25日〔月曜日〕 16時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	上妻 力
//	2 番	中村 正幸
//	3 番	深田 広文
//	5 番	羽生 友保
//	6 番	古田 洋美
//	7 番	鮫島 繁樹
//	9 番	牛越 紀幸
//	10 番	坂本 江里子
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	河本 アツミ
//	13 番	石寺 政和
//	14 番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について
議案第2号 非農地証明願いについて
議案第3号 あっせんについて
議案第4号 荒廃農地の非農地の判断について
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第6号 農業委員辞職の同意を求める件について

○局長

皆さんお疲れさまです。寒い中、出席ありがとうございます。今年、最後の定例総会となりましたのでよろしくお願ひします。

それでは、定刻になりましたので、12月の定例総会を開会いたします。会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行はお願いいたします。

○会長

本日は、お忙しい中、出席をいただきまして真にありがとうございます。

さて今年もいよいよ残すところ一週間となりました。

振り返ってみますと、今年は農業委員会にとって60年ぶりの変革の年であり、特に、農地利用最適化推進委員の皆様にとりましては、新しい制度の中での活動ということで、期待も大きく戸惑いもあったかと思ひます。

しかしながら、今年の7月から実施をしていただきました「農地利用状況調査」におきまして、一定の成果を上げることができましたことは、委員としての活動へのご理解とご協力の賜物であると考えております。

農業委員会に課せられました業務は、多様化し業務量も非常に増えておりますが、少しでも農家の安定した経営につながるよう、来年も、農業委員と推進委員が連携し努めてまいりたいと思ひますので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、ただいまから12月の定例総会を開会いたします。

始めに日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には14番日高委員と1番上妻委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2議案第1号、「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」を説明いたします。資料は1ページです。

申請地は伊関沖ヶ浜田地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積2,104平米であります。申請理由としましては、現在6つのハウスを利用していますが、入り口が悪く手で持って運んでいる状態で、申請地は道路沿いであることからポットに使用する土を運ぶのに車から直接、降ろすだけでよく、台風の時などでも心配なく苗の準備をすることができるためということあります。農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用区域内であります。今回利用目的を「畑」から「農業施設」への用途変更手続きをして農地転用を行おうとするものです。

なお、実際に設置する施設は200平米未満であることから、農地法第4条による許可申請の対象とはならず、農業委員会には届出のみでよいことから、今月は、同時審査の4条許可申請はありません。届出書については、用途変更完了後に受理し受理通知書交付後、工事に着工することとなります。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。これにつきましては、本日午前中に現地調査が行われております。調査委員の皆様ご苦勞さまでございました。それでは調査委員長のご報告をお願いいたします。

○8 番委員

8番です。本日、午前中に現地調査を行いました。合同調査委員の鮫島委員と私、古田委員と推進委員の古田さん、事務局より徳永さんと内田さんの6名で行いました。

現地は、スライドに赤い線がありますが、現在の入り口が手前で、赤い線の所に道を通して、この上のハウスを解体し道並みの高さにして、床土として山から取ってきたものを手作業で運び込んでいる状態ですので、そのままトラックで入れるような作業場兼床土置き場として倉庫を造りたいという本人の希望です。本人は、いちご農家でリーダー的な存在の方です。先々は息子さんが帰ってきて、やってくれるかもしれないという期待を込めて、今、設備投資といえますか手で持たなくてもいいように、いろんなところを工夫して、楽にできるようにやっているということでした。皆さんの審議をよろしくお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして担当委員の報告をお願いします。

○6 番委員

6番です。この件につきまして、農地振興地域整備計画変更の用途変更についてということでありますけども、これについては、調査委員長の報告どおりですので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第1号につきまして事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から報告がありました。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案1号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」は、承認することとし意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして議案第2号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は2ページです。

1番です。古田村之町地区です。台帳地目は畑ですが、昭和42年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。国上奥地区です、台帳地目は田ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。以上で説明終わります。

○議長

はいありがとうございました。これにつきましても、本日午前中に現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いいたします。

○8 番委員

番号11について、合同調査委員2名、事務局より2名に加えて、岩本委員と高尾野推進委員の同席のもと、午前中に調査を行いました。現地は、古田の職員住宅の奥の方にある圃場の奥で、スライドを見ての通り竹山で杉も一部入っているということです。ここはもう昭和40年頃に払い下げを行ったのですが、市の名義のままになっておりまして、台帳が畑のままだったので、払い下げを受けた方はもう亡くなっているのですが、娘さんがここを非農地にしたいということでの申請であったようです。スライドを見てのとおりですので、何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

○8 番委員

続きまして、2番目ですが国上奥になります。河本委員と平石推進委員に来ていただきました。現地は、ほとんど谷の状態になっていて、はやと瓜等で覆われ、他の樹木も生えないような感じのところですよ。昭和50年頃から耕作していないということでした。ここも何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

○議長

はい。続きまして担当委員の報告をお願いいたします。

○11 番委員

はい、11番です。ただいまの調査委員長の報告のとおりであります。この奥の農地としていところ、非常に狭くここに上がってくるまでの道も、急勾配で非常に狭い道であります。これから農地としての再利用も難しいと思いますので許可相当と思います。以上です。

○12 番委員

12番です。調査委員長の報告どおり間違いありません。よろしくお願いします。以上です。

○議長

はいありがとうございました。ただいま、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第2号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第2号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第3号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」です。資料は3ページです。

3ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は国上大久保地区です。1年ほど耕作していない状態で標準額で貸したいとのことですよ。あっせん委員につきましては、12番河本委員と8番日笠山委員をお願いいたします。

3ページ下段「貸したい」の申し出です。場所は住吉能野地区です。あっせん委員につきましては、3番深田委員と1番上妻委員をお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。今月は「貸したい」の申し出が2件ありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いします。

○議長

続きまして議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は4ページから18ページです。

今月は、255筆、合計面積284,392平米を提案させていただいております。これにつきましては、8月に行っていた農地利用状況調査において、再生不可能であると農業委員、推進委員が判断した農地です。利用状況調査以降に重機等を入れて再生している場合もありますので、その際には、畑・田として報告いただくこととなります。担当委員の報告では、何番から何番まで現況地目は何であるかをご報告ください。以上です。

○議長

それでは、担当委員の方、順番によろしくお願いします。

○1 番委員

1 番です。1 番から 21 番について報告をいたします。23 日に推進委員と一緒に確認しました。1 番から 3 番が山林、4 番・5 番が原野、6 番が山林、7 番から 13 番が原野、14 番・15 番が山林、16 番・17 番が原野、18 番から 21 番が山林です。以上で報告を終わります。

○2 番委員

2 番です。22 番から 24 番まで原野、25 番・26 番山林、27 番から 42 番まで原野です。以上です。

○3 番委員

3 番です。22 日に調査を実施いたしました。43 番が原野、44 番・45 番が山林、46 番から 48 番が田、49 番から 59 番まで山林、60 番・61 番が原野、62 番が山林、63 番・64 番が原野、65 番から 68 番までが山林、69 番から 76 番まで原野、77 番が山林、78 番が原野、79 番から 81 番が山林です。以上です。

○4 番委員

はい、4 番です。24 日に推進委員の樽木さんと一緒に確認しました。82 番から 88 番まで原野、89 番から 91 番が山林、92 番から 94 番が原野、95 番が畑、96 番が原野、97 番が山林、98 番が雑種地です。以上です。

○5 番委員

5 番です。21 日に野崎推進委員と長山推進委員と確認しました。それでは報告いたします。99 番から 103 番まで原野、104 番から 107 番まで畑、108 番から 116 番まで原野、117 番・118 番が山林、119 番・120 番が原野、121 番が畑、122 番から 124 番まで原野、125 番が山林、126 番が雑種地、127 番から 137 番まで原野です。以上です。

○6 番委員

はい、6 番です。138 番が山林、139 番から 143 番まで原野、144 番は畑、145 番・146 番は原野、147 番が山林です。以上です。

○7 番委員

はい、7 番です。148 番が原野、149 番が畑、150 番が原野で、24 日に確認しました。以上です。

○8 番委員

8 番です。20 日と 23 日に平石推進委員と確認しています。151 番から 159 番までが原野、160 番が山林、161 番が原野、162 番・163 番が山林、164 番から 170 番まで原野、171 番が畑、172 番から 183 番まで原野です。

○9 番委員

9 番です。24 日に確認しました。184 番が山林、185 番が畑、186 番が原野、187 番・188 番が畑、189 番が原野、190 番が山林、191 番・192 番が原野です。以上です。

○10 番委員

10 番です。21 日に確認しました。193 番・194 番が畑、195 番から 200 番まで原野です。以上です。

○11 番委員

はい、11 番です。22 日に、推進委員と確認しました。201 番が原野、202 番から 205 番まで山林、206 番から 209 番まで原野、以上です。

○12 番委員

12 番です。23 日に推進委員と確認しました。210 番・211 番が原野、212 番が山林、213 番から 218 番までが原野、219 番が山林、220 番から 222 番までが原野、223 番・224 番が畑、225 番・226 番が原野、227 番が畑、228 番が原野、229 番が田、230 番から 234 番までが原野

です。以上です。

○13 番委員

はい、13 番です。19 日に調査を実施しました。235 番から 244 番まで原野です。以上です。

○14 番委員

はい、14 番です。24 日に栗田推進委員とともに調査をいたしましたので報告をいたします。246 番・247 番が山林、248 番が畑、249 番から 251 番が原野、252 番・253 番が山林、254 番が原野、255 番が畑です。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局及び担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○2 番委員

82 番ですが、ここは面積も結構大きいですし、名義人も西之表を代表する農地所有適格法人ですが、これはどういう理由でしょうか。

○4 番委員

これはですね。現状として、農機具が入らないところで、人の牧草畑の奥にあるので人の畑を歩いていかないと自分の畑に行けないということで耕作しなくなったのではないかと思います。よろしいでしょうか。

○議長

他に、ありませんか。

○9 番委員

自分が確認した 187 番なのですけども、現状はきれいな畑でした。これを非農地にするのは、どうかなと僕は思います。以上です。

○事務局

今回の報告で、畑という報告があったものについては、非農地にはなりませんので、あくまでも利用状況調査の時点で赤シールを貼っていただいたところを今回上げさせていただいて、改めて確認をしたときに畑であれば、そこは畑として残していきますので、非農地にはなりませんので大丈夫です。

○議長

よろしいですか。

○事務局

すいませんが確認をさせてください。4 番委員と 9 番委員の担当のところで、雑種地として報告がありましたが、雑種地の現況的にどのような状況だったか教えていただきたいのですが。

○4 番委員

状況からして、原野ですけれども草も生えていない状況です。全く草も生えないような状態なので畑にもならないという状況です。今、隣の人が借りて車を駐車していますけれども、そういうふうな状態で、原野化までしてないということで一応雑種地で出しました。

○事務局

雑種地とは、23 地目に該当しない土地であった場合に雑種地を使うようになっているのでそれに該当しない場合は、雑種地ではないのかなと思うんですけど、周り全体から見て、例えばその一部が草が生えてないとか駐車場に使ってるというのであれば、本来だと、全体の総合的に見て、地目がどうなのか決めていくので、その一部が、そういう状況であっても、全体がどうあるかというのを見ていく必要があります。

○5 番委員

126 番ですけど、養鶏場の跡地がこの対象地区になってるようで判断しまして、養鶏をした後の施設が残渣が残ってたので、雑種地という判断をさせていただきました。

○9 番委員

すみません最初に申し上げます。雑種地と原野の関係を勝手に解釈してしまして、原野ほど荒れてないのが雑種地かなという簡単に考えてまして訂正させてください。

○9 番委員

いいですか。原野ほど荒れてないんです。

○4 番委員

耕作できないところであればもう原野です。そんなに荒れているところは実際なかったんですよ。再生可能だったと思ったので、一応雑種地としたところですよ。

○事務局

再生可能な場合につきましては、まだ農地法上はそこは畑・田として扱うこととなりますので、ここはまだ非農地として落とすほどではないという状況であれば、畑・田の方で、報告をお願いします。

○事務局

それとあと先ほどの羽生委員の部分につきましては、荒廃した原野とか山林になっているようなものではないということで、この荒廃農地の非農地の判断というものはまたちょっと違う形になってくるものですから、本人から非農地証明願いというのをを出していただいて、それで雑種地なりの認定をしていくという形になってきますので、今回の荒廃農地の非農地の判断という意味の部分では山林原野という形での承認になりますので、農地台帳に残すこととなりますのでよろしくお願いします。

○議長

他にありませんか。

○2 番委員

ちょっと初歩的なことなんですが、事務局に教えてほしいんですが、この非農地で、農地台帳が変わるわけですね、農地台帳は農業委員会が管理する農地台帳ですよ。だから法務局とか税務課が管理してるのとは全く通じないということですよ。

○事務局

今おっしゃるとおり税務課の台帳と固定資産の課税台帳、それから法務局の登記簿謄本とはまた違う地目になってきます。一応、非農地で今回、原野・山林として承認したものについては、こちらのほうから税務課とそれから法務局の方にも通知をするようになってますので、そのような形で通知をしますので、税務課の方がそれに基づいて課税を変更するかどうか税務課の判断になるんですけども、法務局の方の登記簿上の情報につきましては、本人が申請をしないと地目は変わりませんので、法務局はあくまで通知を受け取るだけということになります。非農地の場合は個人にもいきますよね。それをもって法務局に行って、自分が申請をして非農地になるということです。

○議長

はい、それでは無いようですので、ただ今の報告のとおり決して良いか承認する方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。

先ほど、あったそれにつきましては、また後日、ここの今の雑種地の件につきましてまた次のときの報告をしていただきたいと思いますか。そういうことでお願いをいたします。

それでは、議案第4号につきましては、委員報告のとおり、一部を除いて非農地として承認し、所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年1月1日から平成34年12月31日の5年間、地目畑、面積1,905平米うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳につきましては、1の2ページを、詳細については1の3ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2の1ページをお開き下さい。

1段目です。平成30年1月1日に所有権移転するものです。地目畑、面積7,373平米、所有権を移転する者4人、受ける者4人です。内訳については、2の2ページを、詳細については、2の3ページから2の11ページをご覧ください。以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長

はいありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。「利用権の設定」整理番号1番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○9番委員

9番です。整理番号1番についてご報告いたします。今月24日に借り人立会のもと現地調査を行いました。借り人は認定農業者で、経営拡大の意思を持っており、賃貸後は、牧草を栽培予定とのことでした。

また、23日に貸し人と電話にて確認を済ませております。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして質疑のある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので採決をいたします。利用権の設定1番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番については原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「所有権の移転」整理番号1番から4番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。21日に、譲受人、立会いのもと現地調査を行いました。譲受人は、さとうきび安納いも、じゃがいも等を作付する大規模農家です。現地は、譲受人のさとうきび精脱工場の隣にあり、利便性がよいとのことで、今回の申請になったそうです。これから、安納いもの苗床の準備をしたいとのことでした。農業機械についても、一式揃っており、経営技術についても、何ら申し分はありません。譲渡人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○6番委員

整理番号2番について説明いたします。20日に、双方立ち会いのもと連絡をして協議をいたしました。譲渡人は、もう高齢ですので、もう、経営を縮小したいということで、譲受人が今から後継者もいるということで、運動場の隣にあるものですから、そこを買って、やりたいということです。以上です。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

○9番委員

9番です。整理番号3番について報告いたします。今月20日に、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。譲受人は、レザーやロベなど栽培する認定農業者で経営拡大の意思を持っております。そしてこの度、譲渡人が申請地を耕作しないということで話が進み、所有権移

転に至ったとのことです。所有権移転後は、さかきを栽培予定だそうです。また同日譲渡人と電話にて確認を済ませております。以上双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

続いて、整理番号4番について報告いたします。今月24日に譲受人立会いのもと現地調査を行いました。譲受人は、酪農をされている認定農業者で子牛も増やしたいという、経営拡大の意思を持っており、所有権移転後は、牧草を栽培予定とのことです。

また23日に、譲渡人と確認を済ませております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、それでは無いようですので採決をいたします。所有権の移転1番から4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、所有権の移転1番から4番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第6号「農業委員辞職の同意を求める件について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案説明いたします。19ページをお開きください。議案第6号「農業委員辞職の同意を求める件について」です。この度、古田洋美委員より、平成29年12月31日をもって辞職の願いが提出されました。農業委員の辞職につきましては、農業委員会法第13条の規定により、正当な理由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができることとされていることから、農業委員会の同意を得るために提出するものです。

なお、市長の同意についても同時に伺いを立てているところです。皆様の審議をよろしくお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして6番員に説明をお願いいたします。

○6番委員

私もどうしようかなと考えたんですけど、私も病気のせいで、この病気が治るまでは、治療に専念したいということで、願いを出したところです。今年から法律が変わるということで立候補したんですけど、なかなか思うように活動ができずに、このような状態になりましたので決断しました。よろしくお願いします。

○議長

はい。それでは、ここで審議の間、6番委員の退席をお願いいたします。はい、それでは、ただいま事務局及び6番委員から説明がありました。これについて何かご意見のある方はお願いいたします。

○古田推進委員

一緒に今まで活動してきました。本当は私の方から擁護要望してやらなければならないのがたてまえかと思えますけれども、もう皆さんご存じのとおり、病気の状態で車も運転できません。また、言葉もなかなか聞き取ることができません。本人は、これまで一生懸命頑張ってきたわけですから、本人の意思を尊重して、もらった方が私はいいいのかなと思うところでございます。以上です。

○議長


ただいま同じ地区の推進委員から意見がありましたように、本人が病気という事で、今まで、一生懸命頑張ろうという意欲で頑張ってきたんですけども、ちょっと、病気の方が進行

しまして、皆さんに迷惑のかからないうちに、やめたいということでございました。

皆さんの方から意見がないようでしたら採決をしたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。はい、それでは採決をいたします。6番委員の農業委員辞職について同意する方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、6番委員の委員辞職については同意することといたします。6番委員の入室をお願いします。

はい、以上で本日の議案審議を終了します。

会 長 勝田 峰生 

14 番委員 日高 弘三 

1 番 委員 上妻 力 